

平成30（2018）年度

食の安全・安心・信頼性の確保
に向けた施策に関する報告書

～3期計画に基づく実績報告～

令和元（2019）年9月

栃木県

食の安全・安心・信頼性の確保 に向けた施策に関する報告について

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例（平成
18年栃木県条例第39号）第18条の規定により、食の安
全・安心・信頼性の確保に向けた施策に関する報告書を提出
します。

令和元（2019）年9月18日

栃木県知事 福田 富一

目 次

I	はじめに	1
II	3期計画に基づく事業の実施状況	1
1	3期計画について	1
2	施策体系一覧	2
3	平成30(2018)年度の指標の達成状況	3
4	事業の実績	
	基本目標1 生産から消費に至る安全と信頼の確保	
	生産段階における安全と信頼の確保	
	(1)安全な農産物の生産の推進	4
	(2)生産者等に対する監視指導の強化	6
	製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保	
	(3)食品営業者等による自主衛生管理の推進	8
	(4)食品営業者等に対する監視指導の強化	12
	適切な表示等による安全と信頼の確保	
	(5)食品表示の適正化の推進	14
	(6)トレーサビリティの推進と生産情報公開の促進	16
	消費段階における安全と信頼の確保	
	(7)食品の安全性に関する情報発信強化による理解促進	18
	(8)消費者相談体制の充実・強化	22
	(9)食育の推進	24
	基本目標2 環境に配慮した生産から消費に至る活動	
	(1)環境と調和のとれた生産活動“工コ農業とちぎ”の推進	26
	(2)環境にやさしい食生活の促進	28
	(3)資源の再利用の促進	30
	基本目標3 県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解の推進、信頼関係の確立	
	(1)県民、事業者、行政間の情報共有の推進	32
	(2)事業者と消費者の相互理解の推進と支援	34
	(3)リスクコミュニケーションの推進	36
	基本目標4 食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化	
	(1)放射性物質対策を含めた食品安全行政の総合的推進	38
	(2)監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成	40
	(3)安全な食品を生産するための技術開発と食品安全に関する研究の推進	42
	(4)健康危機管理体制の強化	44
III	危害情報の申出	46
IV	施策の提案	46
V	とちぎ食の安全・安心推進会議の開催	47

I はじめに

食の安全・安心の確保に関して講じた施策については、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」（以下「条例」という。）第18条の規定により、毎年度、県議会に報告するとともに、県民に公表することとしています。

本報告書は、条例第8条の規定により策定した「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（3期計画）」（以下「3期計画」という。）に基づき、平成30（2018）年度に講じた施策の実施状況及び目標達成状況（評価）について取りまとめたものです。

3期計画では、食の安全の確保に向けた施策を継続的に推進することを基本に据えながら、食を取り巻く状況の変化と課題を踏まえ、より一層生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保することを目指しています。

〔報告の内容〕

- 指標を設定した項目を一覧にまとめ、年度目標の達成状況について評価を行いました。
- 3期計画の基本目標ごとに平成30（2018）年度に講じた個別の事業内容と実績を記載しました。
- 今後目標を達成するために取り組む内容について、施策の展開として取りまとめました。

II 3期計画に基づく事業の実施状況

1 3期計画について

(1) 趣旨

食の安全の確保に向けた施策を継続的に推進することを基本に据えながら、食を取り巻く状況の変化と課題を踏まえ、より一層生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保することを目指します。

○条例の基本理念（第3条）要旨

- 1 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、県・事業者が必要な措置を講ずる。
- 2 県・事業者・県民が、それぞれの責務・役割を果たし、相互の信頼の下に取り組む。
- 3 科学的知見に基づき、県が国・市町と連携協力して適切な施策を講ずる。
- 4 県・事業者の積極的な情報の公開及び県民との意見交換等による情報の共有化を推進して、共通認識の形成を図る。
- 5 食品の生産及び流通の過程において、循環型社会の視点に配慮する。

(2) 計画の期間

平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までの5か年

ただし、社会情勢の変化や制度改正によって見直しが必要になった場合には、隨時適切な見直しを行うこととしています。

(3) 計画の基本的な考え方

○生産から消費に至る一貫した食品の安全性と信頼性の確保

○関係者の相互理解と協働の推進

○食の安全と信頼を支える体制の充実と関係機関の連携強化

2 施策体系一覧

基本目標	施策目標	施策の展開(個別事業)	条例の 該当条項
1 生産から消費に至る 安全と信頼の確保	おける生産段階に 信頼の確保	(1)安全な農産物の生産の推進 ・GAPの導入促進による安全な農産物の生産の推進(経営技術課) ・家畜生産衛生の向上(畜産振興課) ・放射性物質対策による安全な農産物等の生産の推進(経営技術課ほか)	9条 10条 15条
	販売・加工段階に 信頼のおける・ 流通・	(2)生産者等に対する監視指導の強化 ・農薬の使用者及び販売者に対する監視・指導の実施(経営技術課) ・畜産における監視・指導の実施(畜産振興課) ・水産における監視・指導の実施(農村振興課)	
	に適切な 信頼の 確保と等	(3)食品営業者等による自主衛生管理の推進 ・とちぎハサップを含むHACCP等による自主衛生管理の推進(生活衛生課) ・HACCPによる衛生管理の普及啓発(生活衛生課) ・6次産業化に向けた安全確保に係る支援(農政課、生活衛生課) ・産業技術センターにおける食品安全のための技術支援(工業振興課) ・学校給食施設における衛生管理の充実(学校安全課) ・放射性物質対策による安全な食品の製造等の支援(工業振興課、農政課)	9条 10条 15条
	(6)トレーサビリティの推進と生産情報公開の促進	(4)食品営業者等に対する監視指導の強化 ・栃木県食品衛生監視指導計画の策定(生活衛生課) ・計画的かつ効果的な監視指導及び食品検査の実施(生活衛生課) ・ノロウイルス等を原因とする食中毒予防対策の充実(生活衛生課) ・給食施設における衛生管理等の指導徹底(健康増進課、学校安全課、生活衛生課) ・いわゆる健康食品の監視指導の実施(薬務課)	
	安全と信頼における 確保	(5)食品表示の適正化の推進 ・食品表示法等に基づく適正な食品表示の普及啓発 (生活衛生課、健康増進課、くらし安全安心課) ・食品表示に関する指導の強化と関係機関との連携 (生活衛生課、健康増進課、くらし安全安心課)	9条 10条 15条
	(7)食品の安全性に関する情報発信強化による理解促進	(7)食品の安全性に関する情報発信強化による理解促進 ・消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施 (生活衛生課、健康増進課、農政課) ・子どもの頃からの食品の安全性に関する学習推進(生活衛生課) ・地域や学校での食品の安全性に関する知識習得への支援(健康増進課、生活衛生課) ・各種媒体を活用した食品安全情報発信の強化 (生活衛生課、農政課、産業政策課、くらし安全安心課) ・放射性物質モニタリング検査結果の公表(農政課ほか)	13条 16条 17条
	(8)消費者相談体制の充実・強化	(8)消費者相談体制の充実・強化 ・食品の表示や安全性等に関する相談体制の充実 (生活衛生課、くらし安全安心課、健康増進課、農政課) ・「食と農の相談室」での相談対応及び理解促進(農政課)	
	(9)食育の推進	(9)食育の推進 ・食育の普及啓発(農政課、健康増進課、学校安全課、文書学事課、こども政策課) ・地産地消運動の展開(農政課)	
	2 生産から消費に至る活動	(1)環境と調和のとれた生産活動“エコ農業とちぎ”的推進 ・エコ農業とちぎの理解促進と取組拡大(経営技術課、農村振興課、農地整備課) ・有機農業の推進(経営技術課) ・化学肥料・化学農薬を低減した農産物の認証促進(経営技術課) (2)環境にやさしい食生活の促進 ・食品ロスの削減促進(環境森林政策課、廃棄物対策課、保健福祉課) こども政策課、生活衛生課、農政課、文書学事課、学校安全課) ・CO ₂ 排出量等の削減の取組促進(廃棄物対策課、農政課) (3)資源の再利用の促進 ・食品廃棄物等の有効利用による資源循環への取組促進(廃棄物対策課、農村振興課) ・食品廃棄物等の再資源化意識の啓発(廃棄物対策課、生活衛生課)	7条 9条 16条
3 行政間の情報共有と立頼互の事業関係解消のための	(1)県民、事業者、行政間の情報共有の推進	(1)県民、事業者、行政間の情報共有の推進 ・食品の安全性等に関する情報公開の推進(生活衛生課ほか) ・食品衛生情報等の共有(生活衛生課)	
	(2)事業者と消費者の相互理解の推進と支援	(2)事業者と消費者の相互理解の推進と支援 ・食品関連事業者との協働による食品安全情報の提供(生活衛生課) ・食に関する体験機会の拡大(林業木材産業課、農政課、畜産振興課) ・事業者と消費者の理解促進(農政課、農村振興課、経済流通課、生活衛生課)	11条 13条
	(3)リスクコミュニケーションによる相互理解の推進	(3)リスクコミュニケーションによる相互理解の推進 ・リスクコミュニケーションによる相互理解の推進(生活衛生課、農政課) ・他機関と連携、協力した取組の推進(生活衛生課)	
4 食体の制全の充実と信及の連携強化ための	(1)放射性物質対策を含めた食品安全行政の総合的推進	(1)放射性物質対策を含めた食品安全行政の総合的推進 ・総合的な食品安全行政の推進(生活衛生課ほか) ・県民参加による食品安全行政の推進(生活衛生課)	
	(2)監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成	(2)監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成 ・他機関との連携強化(生活衛生課) ・放射性物質に係る安全管理体制の確保(農政課ほか) ・畜産防疫員、食品衛生監視員等の資質の向上(畜産振興課、生活衛生課) ・食品衛生検査における検査体制の充実及び信頼性確保 (生活衛生課、農政課、林業木材産業課) ・監視指導及び検査に係る関係機関との連携強化(生活衛生課) ・食品衛生に係る指導者の育成(生活衛生課) ・農薬使用に係る指導者の育成(経営技術課)	12条 13条 14条 17条 19条
	(3)安全な食品を生産するための技術開発と食品安全に関する研究の推進	(3)安全な食品を生産するための技術開発と食品安全に関する研究の推進 ・安全な農産物等の生産に寄与する試験研究の推進 (経営技術課、畜産振興課、林業木材産業課) ・残留農薬等検査の効率化(生活衛生課)	
	(4)健康危機管理体制の強化	(4)健康危機管理体制の強化 ・健康危機管理体制の強化(生活衛生課ほか)	

3 平成30（2018）年度の指標の達成状況

本計画では、条例の基本理念に基づき、生産から消費に至る各段階における施策を総合的かつ計画的に推進するため、4つの基本目標、19の施策目標を掲げ、57の個別事業を実施しました。

57の個別事業のうち、年度別の指標を設定した16項目について達成状況を見ると、15項目で年度目標を達成（○）しており、未達成（△）が1項目ありました。

基本目標	施策目標	個別事業	指標		
			設定項目	達成状況	
				○	△
基本目標1 生産から消費に至る 安全と信頼の確保	(1)安全な農産物の生産の推進	3	2	1	1
	(2)生産者等に対する監視指導の強化	3	3	3	0
	(3)食品営業者等による自主衛生管理の推進	6	3※	1	0
	(4)食品営業者等に対する監視指導の強化	5	2	2	0
	(5)食品表示の適正化の推進	2	1	1	0
	(6)トレーサビリティの推進と生産情報公開 の促進	3	1	1	0
	(7)食品の安全性に関する情報発信強化によ る理解促進	5	2	2	0
	(8)消費者相談体制の充実・強化	2	0	—	—
	(9)食育の推進	2	0	—	+
基本目標2 環境に配慮した生産から 消費に至る活動	(1)環境と調和のとれた生産活動 “エコ農業とちぎ”の推進	3	1	1	0
	(2)環境にやさしい食生活の促進	2	0	—	—
	(3)資源の再利用の促進	2	0	—	—
基本目標3 県民、事業者、行政間の 情報の共有と相互理解の 推進、信頼関係の確立	(1)県民、事業者、行政間の情報共有の推進	3	0	—	—
	(2)事業者と消費者の相互理解の推進と支援	2	0	—	—
	(3)リスクコミュニケーションの推進	2	1	1	0
基本目標4 食の安全と信頼の確保の ための体制の充実及び連 携強化	(1)放射性物質対策を含めた食品安全行政の 総合的推進	4	0	—	—
	(2)監視指導及び検査体制の充実・強化並び に人材の育成	5	1	1	0
	(3)安全な食品を生産するための技術開発と 食品安全に関する研究の推進	2	1	1	0
	(4)健康危機管理体制の強化	1	0	—	—
全 体		57	18※	15	1

*基本目標1(3)の「HACCPに取り組む施設数」、「学校給食施設のドライシステム又はドライ運用実施率」の2項目は、計画最終年度の令和2（2020）年度に目標値を設定

4 事業の実績

基本目標1 生産から消費に至る安全と信頼の確保

生産段階における安全と信頼の確保

(1) 安全な農産物の生産の推進

施策目標

農産物の生産において、GAP（農業生産工程管理）の精度向上や、畜産農家の更なる飼養衛生管理の向上を図るとともに、放射性物質対策を講じ、より安全な農産物の供給を推進します。

指標と実績

指標名(単位)	年度	基準 H26 年度 (2014)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)
GAPの実践及び農場点検(内部点検や第三者認証などの取組)を行う組織(組織数・割合)	指標	(27 年度) (2015) 28 組織	33 組織 17 %	39 組織 20 %	45 組織 23 %	50 組織 26 %	58 組織 30 %
	実績		36 組織 19 %	37 組織 19 %	44 組織 23 %		
原木しいたけの出荷制限一部解除市町数(22 市町中) (市町)	指標	9	18	19	20	21	22
	実績		18	20	20		

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①GAPの導入促進による安全な農産物の生産の推進	GAP の導入促進と精度向上 ・GAP 実践組織 うち、農場点検（内部点検や第三者認証など）を実施した組織数	174 組織／190 組織 44 組織／190 組織 (23%)	経営技術課
	GAP 指導者の養成 ・GAP 指導者養成講座の開催	6/5～6 開催（2 日間） 養成指導者数 25 人	
②家畜生産衛生の向上	家畜の「飼養衛生管理基準」の遵守指導の徹底 ・畜産農家を指導	指導農家数 1,842 戸	畜産振興課
	HACCP 方式に基づく管理手法の指導	指導農家数 18 戸	
③放射性物質対策による安全な農産物等の生産の推進	土壤中放射性セシウムの農作物への吸収抑制対策 ・加里質肥料の導入支援	水稻・大豆・そば 3,165ha	経営技術課

主な施策	事業内容	実績	担当課
	原木しいたけ出荷制限解除の推進 ・出荷制限一部解除市町数	20 市町	林業木材産業課
	農産物等の放射性物質モニタリング検査等の実施	別表のとおり (21 ページ)	農政課 林業木材産業課 畜産振興課 農村振興課

今後の施策の展開

①GAPの導入促進による安全な農産物の生産の推進（経営技術課）

- 農薬の適正な使用や作業者の衛生管理など、食品安全に関わる生産工程の正確な実施や記録、点検・評価を行うGAPの導入を促進します。
- GAP指導者の養成と、農場や産地への客観的な点検（農場点検）の導入により、「栃木県GAP規範」に基づく実践と、精度の向上を目指します。

②家畜生産衛生の向上（畜産振興課）

- 畜産農家への巡回指導等により、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」の遵守、動物用医薬品の適正使用や疾病予防についての啓発・指導に努めます。
- 生産者に対して、「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」に基づく、HACCP方式の考え方を取り入れた飼養衛生管理について指導を行い、普及・定着に努めるとともに、認証取得の促進を図ります。

③放射性物質対策による安全な農産物等の生産の推進（経営技術課・林業木材産業課・農政課・畜産振興課・農村振興課）

- 農作物における放射性物質の吸収を抑制するため、加里質肥料の導入を支援します。
- 安全・安心な原木しいたけを消費者に提供していくため、栃木県きのこ生産工程管理基準に基づく栽培方法を普及し、出荷制限の解除を進めていきます。
- 放射性物質による県産農産物等への影響を確認し、安全性を確保するため、モニタリング検査等を実施し、基準値を超過した農産物等の流通を防止します。

基本目標1 生産から消費に至る安全と信頼の確保

生産段階における安全と信頼の確保

(2) 生産者等に対する監視指導の強化

施策目標

農薬や動物用医薬品及び飼料の適正な使用・流通・販売を確保するため、監視・指導を徹底します。

指標と実績

指標名(単位)	年度	基準 H26 年度 (2014)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R2 年度 (2020)
農薬使用者・農薬販売者に対する立入検査数(件)	指標	201	200	200	200	200	200
	実績		200	201	214		
動物用医薬品、飼料に関する指導・検査数(件)	指標	157	150	150	150	150	150
	実績		197	149	162		
養殖衛生管理に関する指導実施業者数(件)	指標	49	50	50	50	50	50
	実績		50	55	57		

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①農薬の使用者及び販売者に対する監視・指導の実施	農薬使用者、農薬販売者に対する立入検査	214 件 (改善指導件数 65 件)	経営技術課
②畜産における監視・指導の実施	家畜伝染病予防法に基づく、牛海绵状脳症(BSE)をはじめとした監視伝染病(99疾病)の定期的検査の強化 <ul style="list-style-type: none">・BSE 検査・牛のブルセラ病検査・牛の結核病検査・牛のヨーネ病検査	2,575 頭 9,317 頭 9,303 頭 27,292 頭	畜産振興課
	人獣共通感染症のサーベイランスの強化 <ul style="list-style-type: none">・高病原性鳥インフルエンザウイルス検査	家きん飼養農場 39 戸 (延べ 138 戸)	

主な施策	事業内容	実績	担当課
②畜産における監視・指導の実施	畜産物由来の薬剤耐性菌発現状況の調査分析と抗菌剤の適正使用の推進 ・サルモネラ菌、黄色ブドウ球菌の薬剤耐性調査	サルモネラ菌 8 検体から 8 株分離 (3 薬剤に耐性を示した菌が 3 株あった) 黄色ブドウ球菌 35 検体から 21 株分離 (1 薬剤に耐性を示した菌が 3 株あった)	畜産振興課
	動物用医薬品、飼料に関する指導・検査 (内訳) ・動物用医薬品の販売、製造業者等に対する適正表示及び品質確認のための立入検査、収去検査 ・飼料の販売、製造業者に対する適正表示及び品質確認のための立入検査、収去検査 ・畜産農家立入による、薬剤の適正使用、治療履歴等の記録の有無等の確認調査	指導・検査数 162 件 立入調査 116 件 (許可証不掲示 2 件) 収去検査 2 件 (全て規格内) 立入調査 32 件 (全て適正) 収去検査 11 件 (全て適正) 12 件 (全て適正)	
③水産における監視・指導の実施	養殖魚生産業者を対象とした水産用医薬品の適正使用指導等会議の開催や、衛生管理技術の向上を図るための巡回指導等の実施 (対象 61 件) ・水産医薬品適正使用指導等会議 ・巡回指導	2 回、参加者 66 人 巡回指導業者数 57 件	農村振興課

今後の施策の展開

①農薬の使用者及び販売者に対する監視・指導の実施 (経営技術課)

- 農薬使用者、農薬販売者に対する立入検査を計画的に実施し、農薬の適正使用と販売の適正化の徹底を図ります。

②畜産における監視・指導の実施 (畜産振興課)

- 家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病の定期検査を実施するとともに、人獣共通感染症のサーベイランス (定期的な検査等による感染動向の監視) や薬剤耐性菌の発現状況等調査などの安全性に関する監視を強化します。
- 生産現場での安全性のチェックのため、動物用医薬品や飼料の品質確認及び流通・使用の適正化について、製造販売業者や畜産農家への立入検査、収去検査等を実施します。

③水産における監視・指導の実施 (農村振興課)

- 県内の養殖生産者の魚病発生状況や病原菌の薬剤感受性等を把握することにより、魚類防疫対策や水産用医薬品に対する的確な指導を行い、安心できる水産物の提供を目指した養殖衛生管理の普及・指導に努めます。

基本目標1 生産から消費に至る安全と信頼の確保

製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保

(3) 食品営業者等による自主衛生管理の推進

施策目標

より安全性の高い食品を供給するため、食品関係施設におけるHACCPによる自主衛生管理の推進や食品の安全性に関する知識・技術の習得を支援します。

指標と実績

指標名(単位)	年度	基準 H26 年度 (2014)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)
HACCP に取り組む施設数 (累計:施設)	指標	48					400
	実績		(76)	(106)	(127)		
HACCP の普及に関する講習会 受講者数(累計:人)	指標	191	6,000	12,000	18,000	24,000	30,000
	実績		6,363	12,863	18,937		
学校給食施設のドライシステム 又はドライ運用実施率(%)	指標	97.9					100
	実績		(98.9)	(99.6)	(99.6)		

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①とちぎ HACCP を含む HACCP 等による 自主衛生管理の推進	食品営業施設の従事者等に対する自主衛生管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生講習会の開催 (講師派遣を含む) ・衛生講習会(大量調理施設従事者) の開催 ・食品衛生責任者再教育講習会の開催 	100回、参加者 5,107 人 5回、参加者 251 人 66回、参加者 5,524 人	生活衛生課
	HACCP による自主衛生管理の取組促進 (食品事業者に対する HACCP 導入の 支援) <ul style="list-style-type: none"> ・HACCP サポートセミナーの開催 ・民間活力を利用した個別支援、モ デル事業(委託事業)の実施 	3 クール(3×3 日間) 参加者 延べ 261 人 個別支援 47 施設 モデル事業 4 施設	
	とちぎ HACCP に関する広報活動等 <ul style="list-style-type: none"> ・とちぎ HACCP 施設一覧作成・配布 ・県 HP「とちぎ HACCP 施設一覧」 ・PR ポスター作成・配布 	24 回作成 随時更新 1,000 部	

主な施策	事業内容	実績	担当課
①とちぎ HACCP を含む HACCP 等による自主衛生管理の推進	・情報誌(43,000部)へのPR広告 ・広報媒体等の活用 テレビ「知ったく!なるとちっ」	3月号・4月号 6/24(再6/26)	生活衛生課
	HACCPに取り組む施設数 (内訳) ・とちぎHACCP認証制度 ・総合衛生管理製造過程承認制度	累計施設数: 127 施設 118 施設 9 施設	
	とちぎHACCP認証事業者の衛生管理技術の向上 ・HACCP技術研修会の開催	1回(2/12)開催、 参加者37施設(54人)	
	食品衛生指導員による巡回指導の実施	指導件数 15,576 件	
	食品衛生推進員による自主衛生管理の普及啓発活動 ・食品衛生推進員の活動件数 ・食品衛生推進員研修会の開催 ・自主衛生管理カレンダーの作成・配布	980 件 1/23開催、参加者31人 20,000 部	
②HACCPによる衛生管理の普及啓発	HACCPの普及に関する講習会の開催 (内訳) ・食品衛生責任者に対する再教育講習会【①の再掲】 ・消費者向 ・事業者向	受講者数 6,074 人 (累計: 18,937 人) 66回、受講者 5,524 人 1回、受講者 70 人 6回、受講者 480 人	生活衛生課
③6次産業化に向けた安全確保に係る支援	食の安全・安心に関する知識や技術の習得 ・食の安全・安心研修会	2/8開催、 参加者29施設(73人)	農政課
④産業技術センターにおける食品安全のための技術支援	食品製造事業者からの依頼試験 ・異物分析 ・微生物検査	異物分析 123 件 微生物検査 197 件	工業振興課
	食品に関するクレーム品や欠陥に対する原因究明、発生防止等の技術相談	品質管理 908 件 計測・検査 11 件	
	技術講習会及び技術者研修等の実施 ・技術者研修 ・技術講習会	6/19~20開催(2日間)、参加者23企業(28人) 8/22開催、 参加者40企業、1個人(55人)	

主な施策	事業内容	実績	担当課
⑤学校給食施設における衛生管理の充実	学校給食施設におけるドライシステム化又はドライ運用の推進	268 施設 (99.6%)	学校安全課
	栄養教諭、学校栄養職員等研修会の開催	7/17 開催、参加者 231 人	
	学校給食調理場への訪問指導	10 施設	
⑥放射性物質対策による安全な食品の製造等の支援	食品製造事業者からの放射性物質に係る測定依頼 ・県産業技術センターでの測定	10 品目、193 検体	工業振興課
	地域農産物(学校給食の食材を含む)等の依頼検査 ・各農業振興事務所での放射性物質簡易検査	45 品目、437 検体	

今後の施策の展開

①とちぎHACCPを含むHACCP等による自主衛生管理の推進(生活衛生課)

- ・食品営業者及び食品衛生責任者に対して、食品衛生に係る最新の知識や自主衛生管理に必要な事項の習得を促進します。
- ・HACCPによる自主衛生管理の取組を促進するため、「HACCP サポートセミナー」を開催し、食品事業者を支援します。
- ・「とちぎ HACCP」に関する広報活動や認証取得施設の公表、更には、フードバレーとちぎ推進協議会等の各種団体とも連携しながら制度の周知に努めるとともに、認証取得促進を図ります。
- ・HACCP導入済みの食品事業者及びとちぎ HACCP 認証取得事業者を対象に、「HACCP 技術研修会」を開催し、事業者の更なる衛生管理技術の向上を支援します。
- ・食品衛生指導員が行う食品営業施設への巡回指導等の自主活動を支援します。
- ・食品衛生推進員が行う食品衛生指導員や食品営業者に対する指導、助言等の自主衛生管理の普及啓発活動を支援します。

②HACCPによる衛生管理の普及啓発(生活衛生課)

- ・食品営業者及び食品衛生責任者に対して、食品衛生講習会等を通して HACCP による衛生管理の普及啓発を図ります。
- ・フードバレーとちぎ推進協議会等の各種団体とも連携しながら、HACCP による衛生管理の普及啓発を図ります。

③6次産業化に向けた安全確保に係る支援(農政課・生活衛生課)

- ・新たに食品製造・加工に取り組む農業者等に対し、関係機関が連携して食品衛生管理に関する知識や技術の習得を支援します。

④産業技術センターにおける食品安全のための技術支援(工業振興課)

- ・食品試作開発支援拠点等を活用し、製品開発過程、生産工程等で生じる技術的諸問題に関する食品製造事業者からの技術相談や、品質管理、技術開発等に必要な各種依頼試験に対応します。
- ・研修会・講習会を開催し、食品の安全性の確保に関する普及啓発を図ります。

⑤学校給食施設における衛生管理の充実（学校安全課）

- ・ウエットシステムの学校給食施設におけるドライ運用の徹底や HACCP の考え方に基づく衛生管理の導入を促進します。
- ・「学校給食衛生管理基準」等に基づく衛生管理の徹底を図るため、学校給食施設に指導者を派遣し、改善指導を行います。

⑥放射性物質対策による安全な食品の製造等の支援（工業振興課・農政課）

- ・産業技術センターにおいて、食品製造事業者からの放射性物質に係る測定依頼に対応します。
- ・各農業振興事務所において、加工品等に活用する地域農産物等の依頼検査に対応します。

基本目標1 生産から消費に至る安全と信頼の確保

製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保

(4) 食品営業者等に対する監視指導の強化

施策目標

「栃木県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品営業施設のほか、学校、病院等の給食施設、と畜場及び食鳥処理場に対する監視指導を計画的かつ効果的に実施します。また、県内に流通する食品等を対象として、計画的に検査を実施します。

指標と実績

指標名(単位)	年度	基準 H26 年度 (2014)					R 元年度 (2019)	R2年度 (2020)
			H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)			
食品関係施設に対する監視指導達成率 (%)	指標	100	100	100	100	100	100	100
	実績		117	107	104			
食品検査達成率 (%)	指標	100	100	100	100	100	100	100
	実績		101	103	104			

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①栃木県食品衛生監視指導計画の策定	平成31(2019)年度栃木県食品衛生監視指導計画の策定・公表	3月に策定・公表	生活衛生課
②計画的かつ効果的な監視指導及び食品検査の実施	食品関係施設に対する監視指導の実施 (重点監視指導事項) ・食中毒予防対策・食品表示 ・HACCPによる衛生管理の推進 食品の収去検査の実施 (内訳) ・規格基準等検査 ・有害物質(汚染物質)検査 ・放射性物質検査 ・アレルゲンを含む食品検査 ・遺伝子組換え食品検査 ・かんぴょうの保存料簡易検査	監視指導件数 13,812件 (計画件数 13,316件 達成率 104%) 収去検査件数 3,590件 (計画件数 3,455件 達成率 104%) 2,946件/違反 10件 衛生規範不適 42件 333件 違反 1件 215件 違反 0件 20件 不適 0件 20件 不適 0件 56件 不適 1件	
	と畜検査及び監視指導の実施 ・と畜検査 ・BSE等検査 ・と畜場、食鳥処理場の監視指導	牛、豚等 5,374頭 152頭(全て陰性) 33件	
③ノロウイルス等を原因とする食中毒予防対策の充実	ノロウイルス食中毒の注意喚起 ・栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間	11月～3月	生活衛生課

主な施策	事業内容	実績	担当課
	・栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報の発信	12/6 発信	生活衛生課
④給食施設における衛生管理等の指導徹底	「栃木県特定給食施設指導要綱」に基づく特定給食施設に対する指導 ・個別指導 ・集団指導	617 施設 31回、667 施設	健康増進課
	学校給食調理場への訪問指導 【基本目標1-(3)再掲】	10 施設	学校安全課
⑤いわゆる健康食品の監視指導の実施	いわゆる健康食品中に医薬品成分が含まれていないことの検査	買い上げ件数 5件 (不適〇件)	業務課
	新聞折込広告、雑誌(2誌)、インターネットのウェブページの広告の監視	広告違反件数 2件	
	薬局等医薬品販売施設における健康食品及び広告等の監視	監視施設数 538 施設 (不適〇件)	

今後の施策の展開

①栃木県食品衛生監視指導計画の策定(生活衛生課)

- ・食品関係施設の危害度や指導状況等に応じた監視指導、食品の検査計画等を定めた「栃木県食品衛生監視指導計画」を年度ごとに策定し食品の安全性の確保に努めます。

②計画的かつ効果的な監視指導及び食品検査の実施(生活衛生課)

- ・監視指導計画に基づき、食品衛生監視員等による食品関係施設の監視指導を計画的かつ効果的に実施します。特に危害度の高い大量調理施設に対しては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理が徹底されるよう監視指導の強化に努めます。
- ・県内で製造又は流通する食品(輸入食品を含む)を対象に、製品の規格基準検査(成分規格、食品添加物、残留農薬等)、アレルゲンを含む食品検査、遺伝子組換え食品検査等を計画的かつ効果的に実施します。
- ・と畜場においては、食用に供する全ての牛や豚などの検査を行うほか、必要に応じて牛海绵状脳症(BSE)スクリーニング検査などを実施します。また、と畜場や食鳥処理場に対しては、施設設備の適正な管理及び食肉の衛生的な取扱いの徹底等監視指導の強化に努めます。

③ノロウイルス等を原因とする食中毒予防対策の充実(生活衛生課)

- ・毎年11月から翌年の3月までを「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間」と定め、ノロウイルス対策を強化します。特に感染性胃腸炎の発生動向調査の結果を踏まえ、ノロウイルス食中毒の多発が予想される時点で、「栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報」を発信し、注意を喚起します。

④給食施設における衛生管理等の指導徹底(健康増進課・学校安全課・生活衛生課)

- ・特定給食施設等に対する栄養管理や衛生管理については、対象施設を的確に把握し、指導計画に基づき効率的で効果的な指導を実施します。
- ・「学校給食衛生管理基準」の趣旨徹底を図るために、学校給食施設の定期及び衛生検査の点検を実施するとともに、衛生管理責任者(栄養教諭等)の研修会等で、衛生管理の意識がより一層高まるように継続した指導を行います。

⑤いわゆる健康食品の監視指導の実施(業務課)

- ・医薬品的な効能効果をうたい、消費者が医薬品と誤認するおそれのある食品や、医薬品成分等の含有が疑われる食品に対し、販売監視や広告監視を実施するとともに、必要に応じて買上げ検査を実施し、無承認無許可医薬品の流通防止に努めます。
- ・買上げ検査等により医薬品成分が確認された場合には、販売した事業者や製造業者に対し指導を行うとともに、製品名を公表して健康被害の未然防止に努めます。

基本目標1 生産から消費に至る安全と信頼の確保

適切な表示等における安全と信頼の確保

(5) 食品表示の適正化の推進

施策目標

消費者が食品の内容を正しく理解し、選択するための重要な情報源となる食品表示について、新たな制度である食品表示法等に基づく適正な食品表示の普及啓発を図るとともに、関係機関が連携して監視指導を実施します。

指標と実績

指標名(単位)	年度	基準 H26 年度 (2014)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R2 年度 (2020)
食品表示合同監視指導達成率 (%)	指標	100	100	100	100	100	100
	実績	100	149	102	113		

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食品表示法等に基づく適正な食品表示の普及啓発	事業者等に対する食品表示研修会の開催 ・食品の適正表示推進者育成講習会 ・栄養成分表示に関する事業者への普及啓発	3回 (8/23、2/20、3/5)、参加者 222 人 18回、784 人	生活衛生課 健康増進課
	啓発パンフレットの作成・配布 「早わかり食品表示ガイド」 「お米の食品表示」 「農産物加工品の食品表示」 「栄養成分表示が義務化されました」 「栄養成分表示が義務になります（事業者向け）」	1,400 部 4,000 部 4,000 部 5,000 部 10,000 部	生活衛生課 農政課 健康増進課
	一般県民に対する食品表示研修会の開催 ・栄養成分表示の見方及び活用 ・高校生への栄養成分表示啓発研修 ・飲食店と連携した栄養成分表示の啓発	25回、 参加者 2,506 人 4回、参加者 521 人 参加者 208 人	健康増進課
	「食品表示適正化強化月間」(8月、12月)を定め、消費者や事業者に対し、適正な食品表示の定着促進 ・広報媒体等を用いた啓発 県庁EV内電光掲示板による啓発	2回 (8月、12月)	生活衛生課

主な施策	事業内容	実績	担当課
②食品表示に関する指導の強化と関係機関との連携	食品表示の関係機関合同による食品販売業者に対する監視指導の実施（食品表示適正化強化月間の8月、12月に重点的に実施）	22回、97店舗 (計画数86店舗 達成率113%)	生活衛生課 健康増進課 くらし安全安心課
	食品表示関係職員向け研修会等の実施 ・食品表示担当者会議 ・食品表示合同監視打合せ会議及び研修会	6/8開催、 参加者21人 6/8開催、 参加者21人	生活衛生課
	食品表示相談窓口による相談受付 ・生活衛生課 主に食品表示法 衛生事項 主に食品表示法 品質事項 ・健康増進課 主に食品表示法 保健事項	284件 313件 535件	生活衛生課 健康増進課
	食品表示法違反に対する指導等 ・指示 ・文書による指導	0件 0件	生活衛生課
	健康の保持増進等に関する虚偽誇大広告を行った食品販売者に対する指導 ・健康増進法第31条の1(誇大表示の禁止)に基づく相談指導	103件	健康増進課

今後の施策の展開

①食品表示法等に基づく適正な食品表示の普及啓発（生活衛生課・健康増進課・くらし安全安心課）

- ・新たな食品表示制度についての普及啓発や法令遵守（コンプライアンス）意識の向上を図るため、事業者や消費者を対象とした研修会の開催やパンフレットの配布などを実施します。
- ・細菌性食中毒が多発する8月と食品の流通が拡大する12月を「栃木県食品表示適正化強化月間」と定め、事業者に対する適正な食品表示の定着促進に努めます。
- ・事業者を対象として、「食品の適正表示推進者育成講習会」を開催し、適正表示を推進する核となる人材を育成します。

②食品表示に関する指導の強化と関係機関との連携（生活衛生課・健康増進課・くらし安全安心課）

- ・関係法令に基づき、適正な表示がなされた食品が消費者に提供されるよう事業者に対する指導を実施します。特に、アレルゲンを含む食品については、表示の欠落が食物アレルギー患者の健康危害の発生に直接関わることから、正確でわかりやすい表示を行うよう事業者への指導を徹底します。
- ・食品表示の監視指導を効果的かつ効率的なものとするため、事業者に対し、関係機関の連携を深め合同で実施します。
- ・関係機関職員が、自ら所管する法令以外についても理解を深めるため、食品表示に関する研修を実施します。
- ・「食品表示相談窓口」や「くらしの安心サポーター」制度により消費者等の声を活用して、食品表示の適正化に向けた監視指導を実施します。
- ・販売食品の広告等において、健康の保持増進効果等についての虚偽又は誇大な宣伝を行う者に対し、適正な内容とするよう指導します。

基本目標1 生産から消費に至る安全と信頼の確保

適切な表示等による安全と信頼の確保

(6) トレーサビリティの推進と生産情報公開の促進

施策目標

消費者の信頼を確保するため、農薬や肥料の使用など農産物の生産履歴の記帳と、農産物の生産情報の公開を促進します。また、農畜産物についてトレーサビリティを推進し、安全・安心を確保します。

指標と実績

指標名(単位)	年度		基準 H26 年度 (2014)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R2 年度 (2020)
	指標	実績						
米トレ法に基づく立入検査等での指導事項改善率 (%)	指標	100	100	100	100	100	100	100
	実績		100	100	100	100		

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①農産物の生産履歴の記帳と情報公開の促進	生産履歴の記帳とその内容確認の徹底指導 ・生産履歴記帳運動実施農協数	11か所	経営技術課
②米流通適正化の推進	米穀流通業者等に対する米トレーサビリティ法の普及啓発 ・パンフレットの作成及び配布 ・各種会議等を利用した制度の周知 ・農産物の直売所、農村レストランに対する巡回指導	4,000部作成 7農業振興事務所、隨時 7農業振興事務所、隨時	農政課
	米トレーサビリティ法に基づく指導事業所数	4事業所 (指導事項は全て改善済み、改善率100%)	
③牛個体識別制度の円滑な推進	個体識別番号を付与した耳標の適切な管理	不足耳標に関する対応 132件	畜産振興課

今後の施策の展開

①農産物の生産履歴の記帳と情報公開の促進（農政課・経営技術課）

- ・取組の遅れている生産組織を重点的に指導するなどして、農産物の生産履歴の記帳及びホームページ等での生産情報の公開を促進します。

②米流通適正化の推進（農政課）

- ・生産者、米穀流通事業者や小売業者等を対象に、米や加工品の譲り渡し情報や产地情報の伝達が確実に行われるよう、研修会の開催や推進資料の配布等により米トレーサビリティ制度の理解促進を図ります。

③牛個体識別制度の円滑な推進（畜産振興課）

- ・牛トレーサビリティ法に基づき、県内関係機関と連携し個体識別番号を付与した耳標を適切に管理するとともに、牛の飼養者等管理者の届出等が適正に行われるよう支援します。
- ・牛肉に対する消費者の信頼を高めるため、生産者に対し、県内における耳標の飼養地情報の公表を指導します。

基本目標1 生産から消費に至る安全と信頼の確保

消費段階における安全と信頼の確保

(7) 食品の安全性に関する情報発信強化による理解促進

施策目標

消費者に対し、科学的知見に基づく食品の安全性に関する情報や食中毒予防、食品表示の知識等を積極的に提供し、消費者自身が食品の安全性について的確に判断できる取組を推進します。

指標と実績

指標名(単位)	年度	基準 H26 年度 (2014)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)
食品安全講習会等の受講者数 (累計:人)	指標	19,651	20,500	21,000	21,500	22,000	22,500
	実績		21,041	24,738	25,802		
小中学生を対象とした講習会 受講者数 (累計:人)	指標	2,922	3,700	4,000	4,300	4,600	4,900
	実績		3,847	4,722	5,062		

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①消費者を対象とした 食の安全に関する講 習会等の実施	食品安全講習会等の実施 (内訳) ・健康福祉センター主催又は講師派遣による食品の安全に関する講習会等 ・健康福祉センター主催又は講師派遣による食品の栄養成分表示に関する講習会等 ・地域食品安全セミナー 「HACCPは食の安全になぜ必要か?」 ・とちぎ県政出前講座 「食の安全・安心について」 「食品の表示制度」 「食品の栄養成分表示の見方と活用」	受講者数 1,064 人 (累計: 25,802 人) 12回、参加者 285 人 14回、参加者 532 人 7/12 開催 参加者 70 人 7/7 開催 参加者 70 人 12/18、12/20、 1/18、3/20 参加者 89 人 12/4 開催、 参加者 18 人	生活衛生課 健康増進課 生活衛生課 生活衛生課 生活衛生課 健康増進課
	食品安全PR事業の実施 ・県民の日記念事業等における安全・安 心対策PR	3回、863 人	農政課

主な施策	事業内容	実績	担当課
②子どもの頃からの食品の安全性に関する学習推進	小中学生を対象とした食品の安全性に関する学習会の開催 (食品表示、食中毒予防、手洗い方法等) (内訳) ・食品安全教室 (対象: 小学5、6年生) ・食品安全ゼミナール (対象: 中学生)	受講者数 340人 (累計: 5,062人) 6回、受講者 173人 2回、受講者 167人	生活衛生課
③地域や学校での食品の安全性に関する知識習得への支援	給食施設関係者研修会の開催 調理師等養成施設の生徒を対象とした食品の安全性に関する学習会の開催	16回、参加者 667人 6回 (5/31、7/20、1/28、2/1、2/27) 受講者 248人	健康増進課 生活衛生課
④各種媒体を活用した食品安全情報発信の強化	食品安全情報の提供 ・県ホームページ「とちぎ食の安全・安心インフォメーション」への掲載 ・広報媒体等の活用 (食中毒予防等) テレビ「県政ひとくちメモ」 ラジオ「県政ナビ」 県メールマガジン配信 ・広報誌等の活用 (食中毒予防等) 市町広報誌等 関係団体広報誌「生衛とちぎ」 ・SNS (農政課ツイッター) の活用 ・SNS (とちまる食の安全通信) の活用 Facebook による発信 Twitter による発信	ホームページアクセス数 / 年 11,611件 7/12 放送 6/24 放送 1回 (11月) 隨時 (年 24 件) 1回 (1月号) 発信件数 80 件 件数 46 件 件数 154 件	生活衛生課 農政課 生活衛生課
⑤放射性物質モニタリング検査結果の公表	県ホームページ「放射能・放射線情報」での検査結果の公表 ・県が実施した食品の放射性物質検査結果の概要 ・県産農林水産物 (米、野菜、果樹、牛、豚、鶏、魚、イノシシ、きのこ、山菜等) 作物別の検査結果一覧 ・野生きのこ、山菜 (野生) の検査結果 ・野性鳥獣の調査結果 ・県内で流通している食品 (食品衛生法に基づく抜き取り検査) ・学校給食食材検査 県政記者クラブへの資料提供	ホームページアクセス数 / 年 11,561 件 4回 (四半期ごと) 別表 (21 ページ) 隨時 随时	農政課 畜産振興課 農村振興課 林業木材産業課 自然環境課 生活衛生課 学校安全課

今後の施策の展開

①消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施（健康増進課・生活衛生課・農政課）

- ・食中毒予防の知識や食品表示の見方、HACCPなど、食の安全をテーマにした「とちぎ県政出前講座」の充実を図ります。
- ・県民や消費者団体等が開催する学習会に係員を派遣するなど、食品の安全性や健全な食生活に関する情報の提供に努めます。
- ・とちぎ食の安全ネットワーク等消費者団体と連携、協力した食の安全に関する講習会等を開催します。

②子どもの頃からの食品の安全性に関する学習推進（生活衛生課）

- ・小学生や中学生を対象に、食品表示や食中毒予防方法、食品添加物の安全性など、発達段階に応じた食品の安全性に関する学習の機会を設けます。
- ・食品の安全性に関する子ども向け啓発教材について、学校への周知を図り、活用を進めます。

③地域や学校での食品の安全性に関する知識習得への支援（健康増進課・生活衛生課）

- ・食生活改善推進員等で食育を推進するボランティアへの食品安全情報の提供に努め、食の安全に関する理解を進めます。
- ・農業高校や栄養士、調理師、製菓衛生師等養成施設の生徒、学生を対象とした学習会を開催するなどし、HACCPの考え方や食品の安全性に関する知識習得を支援します。
- ・食品の安全性に関する啓発教材等を作成し、教職員や地域ボランティアに提供します。

④各種媒体を活用した食品安全情報発信の強化（生活衛生課・農政課・産業政策課・くらし安全安心課）

- ・ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）及び各種広報媒体を活用し、迅速でわかりやすい食品安全情報の提供に努めます。
- ・市町、消費者団体、食品関係団体等と連携して、広く県民に対して情報提供するよう努めます。

⑤放射性物質モニタリング検査結果の公表（農政課・林業木材産業課・畜産振興課・農村振興課・生活衛生課・学校安全課）

- ・農産物等のモニタリング検査などの放射性物質検査の結果を、速やかに県ホームページ等で公表するなど、食品の安全性に関する情報発信に努めます。

【別表】

県が実施した農産物等の放射性物質モニタリング検査結果の公表件数

(平成30(2018)年4月～平成31(2019)年3月)

区分	分類	主な品目	担当課	品目数 (品目)	検査件数 (件)	基準値 超過数 (件)	基準値 超過率	基準値を超過した品目	適用 基準値 (Bq/kg)
農産物	野菜、果実類※2	いちご、トマト、なし等	農政課	86	514	0	0%		100
	穀類	米、麦、そば、大豆等		9	135	0	0%		
	農産物加工品	茶		1	5	0	0%		10
特用林産物	きのこ類 (栽培)	しいたけ、ひらたけ、まい たけ、なめこ等	林業木材産業課	21	753	0	0%		100
	わさび	根わさび、葉わさび、花わ さび		3	9	0	0%		
	たけのこ	たけのこ		1	64	0	0%		
	野生の 山菜・きのこ等	セリ(野生)、ふき(野生)、 クレソン(野生)、わらび (野生)、くさそてつ(き のみ)(野生)、よもぎ(野生) 等		22	118	0	0%		100
畜産物	牛肉 (全頭検査)	牛肉(県内産)	畜産振興課	1	42,872	0	0%		50
	上記以外の 畜産物	豚肉、鶏肉、鶏卵、牛肉 (県外産)、はちみつ※3 等	生活衛生課	7	84	0	0%		
	原乳		畜産振興課	1	6	0	0%		
水産物	養殖魚	アユ、ヤシオマス、ヤマメ、 ニジマス、イワナ、ウナギ 等	農村振興課	12	29	0	0%		100
	天然魚	アユ、ウグイ、ヤマメ、イワ ナ等		10	162	0	0%		
野生鳥獣肉	イノシシ肉 (全頭検査)	那珂川町イノシシ肉加工 施設で処理するイノシシ肉 ※4	農村振興課	1	342	39	11%	イノシシ肉 (全頭検査により基準値以下と確 認された肉のみを出荷)	100
	上記以外の 野生鳥獣肉	イノシシ肉、シカ肉	自然環境課	2	70	14	20%	イノシシ肉、シカ肉 (すべて出荷制限中の参考検査)	
流通食品等	農産物 (市場流通品)※3	レタス、ほうれんそう、きぬ さや、いんげん、なす等	生活衛生課	26	47	0	0%		50
	海水魚 (市場流通品)※3	かつお、さば、あじ等		14	34	0	0%		
	加工食品等 (県内製造食品)	天然氷、めん類		3	5	0	0%		
	牛乳・乳児用食品 (県内製造食品)	牛乳※3、粉ミルク		2	45	0	0%		
合 計				222	45,294	53	0.12%		

(参考) 平成29(2017)年度の基準値超過総数の検査総件数に対する割合: 0.05%

※1 原則として、検査結果公表日で集計

※2 山菜(栽培)を含む

※3 宇都宮市保健所が採取した食品を含む

※4 捕獲日で集計

基本目標1 生産から消費に至る安全と信頼の確保

消費段階における安全と信頼の確保

(8) 消費者相談体制の充実・強化

施策目標

消費者からの食品の表示や安全性、食と農に関する様々な相談等に対して、適切な情報提供や助言、関係機関と連携した対策等を実施します。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食品の表示や安全性等に関する相談体制の充実	食品安全相談窓口の設置	9健康福祉センター 隨時	生活衛生課
	健康福祉センターへの「危害情報の申出」(食中毒、食品の取り扱い、不良食品等)	231件	
	食品表示相談窓口の設置	生活衛生課、健康増進課 7健康福祉センター 隨時	
	健康福祉センターの食品衛生監視員等の資質の向上 ・食品衛生監視員等研修会の開催	11回、参加者146人	
	消費生活センターにおける食品に関する相談	892件	くらし安全安心課
②「食と農の相談室」での相談対応及び理解促進	消費生活相談に係る依頼検査 ・自家消費の野菜等の放射性物質簡易検査	4品目、4検体	
	「食と農の相談室」における消費者からの相談対応	相談件数 674件	農政課

今後の施策の展開

①食品の表示や安全性等に関する相談体制の充実（生活衛生課・くらし安全安心課・健康増進課）

- 各健康福祉センターにおいて、消費者からの食品の安全性等に関する相談に的確に対応します。相談内容により、必要に応じて関係機関が連携し、迅速に調査を実施します。
- 食品表示については、県庁内関係課のほか、各健康福祉センターに食品表示相談窓口を設置し、消費者や食品関連事業者からの相談に対し、関係機関が連携し、迅速に対応します。
- 各健康福祉センターで相談を受ける食品衛生監視員等に対し、食品に関する新しい知識の習得のための研修等により、資質の向上に努めます。
- 消費生活センターにおいて、消費者からの食品に関する問い合わせや相談を受け、解決方法の助言や情報提供を行います。

②「食と農の相談室」での相談対応及び理解促進（農政課）

- ・「食と農の相談室」において、消費者からの相談・要望に的確に対応し、食と農に対する理解促進を図ります。

基本目標1 生産から消費に至る安全と信頼の確保

消費段階における安全と信頼の確保

(9) 食育の推進

施策目標

県民一人一人が、生涯にわたり楽しく健全な食生活を実践することにより、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育みます。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食育の普及啓発	・とちぎ食育推進月間の実施(10月) ・とちぎ食育推進大会 2018	10/27、28 開催、 参加者(表彰式)約 80 人	農政課
	食育の広報啓発 ・広報媒体を用いた啓発(とちぎテレビ) ・県庁 15 階でのパネル展示 ・啓発パンフレットの作成・配布 「野菜を楽しむガイドブック」	10/21、23 放送 3回(6月、10月、1月) 2,000 部	農政課 農政課 農政課 健康増進課
	とちぎ食育応援団の活用促進 ・活動力アップ研修会の開催 ・とちぎっ子食育出前講座の実施 (対象者: 幼児とその保護者)	応援団登録数 443 人 9/19 開催、 参加者 36 人 53 回開催、 参加者 1,860 人	農政課
	とちぎ子どもの食育ライブラリーの設置 ・保育所・幼稚園向け食育教材の整備	241 アイテム	
	食生活改善推進員と連携した食育事業の実施	宇都宮地区等 8 地区 実施回数 961 回 参加者計 68,803 人	健康増進課
	地域ぐるみで行う生活習慣病予防の実施 ・地域の食育・健康づくり推進会議 ・食育実践教室及びワークショップ等 ・食育ライブラリー、メールマガジン ・学校への健康づくり専門家派遣事業 (栄養・食生活)	5 健康福祉センター開催 15 回、参加者 1,027 人 3 健康福祉センター 3 回、参加者 338 人	
	啓発パンフレットの作成・配布 ・「野菜食べてますか」 ・「1日に野菜をもうひと皿食べよう」 ・「1日にあと 2 g 塩分を減らそう」 ・「野菜を食べよう 1 日 350 g」 ・「朝ごはん食べてる?」 ・「食べて健康! プロジェクト」	9,000 部 9,000 部 9,000 部 3,000 部 3,000 部 20,000 部	

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食育の普及啓発	・「バランスのとれた食事で食生活習慣対策を」	5,000 部	学校安全課
	「とちぎのヘルシーグルメ推進店」の推進拡大	304 店舗	
	栄養成分表示の推進 ・とちぎのヘルシーグルメ推進店パンフレット作成	10,000 部	
②地産地消運動の展開	学校における食育の充実 ・研修会等の開催 ・食に関する指導全体計画作成 ・アレルギー個別調査実施 ・食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会の開催	10/19 開催、 参加者 235 人 小学校 360 校 (100%) 中学校 151 校 (100%) 義務教育学校 2 校 (100%) 3 回、参加者 330 人	農政課
	地域農産物を活用した学校給食の促進 ・県産農産物利用拡大取組み市町	5 市町	経済流通課
	地産地消に関するPR ・優良事例表彰 ・啓発パンフレット作成	9 団体 8,000 部	
	けんちょう de 愛ふれあい直売所	2 回開催	
	各市町等における地産地消推進方針の策定	25 市町	
	とちぎの地産地消推進店の登録指導 ・推進店の登録数	236 店舗	

今後の施策の展開

①食育の普及啓発（農政課・健康増進課・学校安全課・文書学事課・こども政策課）

- ・家庭や学校、地域などにおいて食料の生産、加工、流通など、多様な体験活動に取り組むことで、食に関する感謝の気持ちや理解を深めます。
- ・「健康な食事」の普及や減塩をはじめとした栄養バランスのとれた食生活の実践を推進するとともに、適正体重について普及啓発し、子どもの頃からの生活習慣病予防の取組を推進します。
- ・「健康長寿とちぎ応援企業」や食生活改善推進員等ボランティアと連携・協力した食育推進運動を展開するとともに、給食施設や「とちぎのヘルシーグルメ推進店」等における栄養成分表示等の情報提供に努めます。
- ・食育を学校の教育活動全体を通じて推進するとともに、教職員向け指導資料や家庭向け啓発資料を作成し、学校・家庭・地域が連携した食に関する指導を支援します。
- ・児童生徒一人一人が健康を保持増進していく能力を身に付けられるよう、栄養教諭や学校栄養職員を活用した食育を推進します。
- ・毎年10月を「とちぎ食育推進月間」と定め、食に関するイベント等の実施や、各種広報媒体の活用による情報の提供により、食育の普及啓発に努めます。

②地産地消運動の展開（農政課）

- ・子どもたちと生産者との交流など、地域イベントや直売所等を活用し、消費者と生産者の相互理解を推進します。
- ・学校給食をはじめ、農産物直売所、量販店、飲食店、施設給食、県内事業所の社員食堂等において、地域農産物が安定的に利用され、利用できる体制づくりを促進することで、消費者と生産者が相互に顔が見える関係づくりを推進し、消費者と生産者との信頼関係を構築します。

基本目標2 環境に配慮した生産から消費に至る活動

(1) 環境と調和のとれた生産活動“エコ農業とちぎ”の推進

施策目標

これまでの環境保全型農業に「地球温暖化防止」「生物多様性の維持・向上」「安全・安心・信頼性の確保」を加えた総合的な取組である“エコ農業とちぎ”を推進します。

指標と実績

指標名(単位)	年度	基準 H26 年度 (2014)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)
生物農薬等の環境に配慮した 資材の使用面積 (ha)	指標		9,950	10,460	10,970	11,480	12,000
	実績	9,441	11,602	11,210	12,744		

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①エコ農業とちぎの理解促進と取組拡大	IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進 ・モデル展示ほ場の設置 ・生物農薬等の環境に配慮した資材の使用面積	3地区 12,744ha	経営技術課
	環境保全型農業直接支払交付金による農業者の支援	3,436ha	
	エコ農業とちぎの理解促進と情報発信 ・エコ農業とちぎ推進公開ほ場の設置 ・Facebook ページ「エコ農業とちぎ」による情報発信	7か所 随時	
	エコ農業とちぎ宣言者の拡大 ・エコ農業とちぎ実践宣言者 ・エコ農業とちぎ応援宣言者	2,571 件 3,151 件	
	農村の地域における再生可能エネルギー導入の取組を支援	随時	農村振興課
②有機農業の推進	有機農業の推進 ・公開ほ場の設置（エコ農業とちぎ推進公開ほ場の内数）	3か所	経営技術課
③化学肥料・化学農薬を低減した農産物の認証促進	とちぎの特別栽培農産物（リンク・ティ）の認証	認証件数 167 件 認証面積 385ha	経営技術課

今後の施策の展開

①エコ農業とちぎの理解促進と取組拡大（経営技術課・農村振興課・農地整備課）

- ・土壤診断に基づく適正施肥やIPM（総合的病害虫・雑草管理）による化学肥料・化学農薬の使用低減に加え、生物多様性の維持・向上や地球温暖化防止にも配慮した農業技術の充実・普及を図るとともに、環境保全型農業直接支払交付金により農業者を支援します。
- ・各種広報媒体やイベントを活用したPRにより、エコ農業とちぎの情報発信と県民への理解を促進します。
- ・環境に配慮した農業の取組をさらに拡大するため、エコ農業とちぎを実践する農業者と、それを応援する消費者等のそれぞれが、エコ農業とちぎに取り組むこと（実践宣言）、また応援すること（応援宣言）を自ら宣言する手法で推進します。

②有機農業の推進（経営技術課）

- ・先進的な有機農業者と連携した支援体制の整備などにより有機農業に取り組みやすい環境づくりを行うとともに、消費者への理解促進、商談会等の機会提供による有機農産物等の販売拡大支援等を進めます。

③化学肥料・化学農薬を低減した農産物の認証促進（経営技術課）

- ・とちぎの特別栽培農産物（リンク・ティ）などの特別栽培農産物について、栽培面積の拡大を促進します。

基本目標2 環境に配慮した生産から消費に至る活動

(2) 環境にやさしい食生活の促進

施策目標

食べ物を大切にする心をはぐくとともに、食品の消費に伴うCO₂（二酸化炭素）の排出量の削減に取り組み、環境に配慮した食生活を促進します。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食品ロスの削減促進	食べ物を大切にする心の醸成 ・標語による普及啓発 標語：「いただきます 全ての命に ありがとう」	10月実施	農政課
	学校における食育の充実 ・食育推進啓発事業「絵画・ポスター コンクール」の実施	応募 2,631 点	学校安全課
	とちぎ食べきり15（いちご）運動の推進 ・チラシ作成、関係団体等への実施依頼 ・県ホームページへの掲載	随時 随時	廃棄物対策課
	フードバンク等活動の促進 ・県のイベント開催時にフードドライブを実施 ・フードバンク等活動の周知	1回、374kg の食品を 受入れ 随時	保健福祉課
	食品関係事業者に対する意識の啓発 ・食品衛生責任者再教育講習会での啓発【基本目標 1-(3)再掲】	66回、受講者 5,524 人	生活衛生課
②CO ₂ 排出量等の削減の取組促進	地産地消の促進 地域農産物を活用した学校給食の促進 ・県産農産物利用拡大取組み市町 地産地消に関するPR ・優良事例表彰 ・啓発パンフレット作成 けんちょう de 愛ふれあい直売所 各市町等における地産地消推進方針の 策定 県産農産物の情報提供	5市町 9団体 8,000部 2回開催 25市町 随時	農政課 経済流通課
	レジ袋無料配布中止の推進 ・協定方式（事業者・消費者団体・ 県・市町）による取り組み事業者数	24事業者、64店舗	廃棄物対策課

今後の施策の展開

①食品ロスの削減促進（環境森林政策課・廃棄物対策課・保健福祉課・農政課・学校安全課・文書学事課・こども政策課・生活衛生課）

- ・学校等における食育では、子どもの頃から食べ物を大切にする心や食料の生産等へかかわる人々へ感謝する気持ちを育みます。
- ・市町とも連携しながら、県民や食品関連事業者等に対して、食品ロスの実態について周知し、賞味期限や保存方法等の食品表示についての正しい知識等、食品ロスの削減に関する普及啓発を行うことにより、食品廃棄物等の発生の抑制を図ります。
- ・食品関連事業者に対して、少量メニューの提示等による食べ残しの防止等、食品廃棄物等を発生させないための留意点等の啓発を行います。
- ・フードバンク等活動の理解促進を図るとともに、県イベント開催時におけるフードドライブの実施や、フードバンク活動団体、食品関連事業者等との連携により、食品ロス削減につながるフードバンク等の活動を促進します。

②CO₂排出量等の削減の取組促進（農政課・廃棄物対策課）

- ・県内企業や施設等に対して、地産地消やフードマイレージの考え方の周知を図るとともに、県産農産物の情報を積極的に提供することで、社員食堂や施設給食等における県産農産物等の利用拡大を図り、フードマイレージ削減につなげます。
- ・レジ袋無料配布中止に向け、市町及び消費者団体等と連携し、事業者が足並みをそろえて取組を実施できる環境づくりに努めます。また、レジ袋削減という身近な取組が、廃棄物の発生抑制につながるとともに、地球温暖化防止にも寄与することを県民に周知し、買い物時のマイバッグ持参の呼びかけなど広報活動を展開していきます。

基本目標2 環境に配慮した生産から消費に至る活動

(3) 資源の再利用の促進

施策目標

循環型社会の視点に配慮し、食品循環資源の適正な再生利用を促進します。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食品廃棄物等の有効利用による資源循環への取組促進	食品リサイクル法に関する情報提供	随時	農村振興課
	バイオマスに係る市町の計画策定等を支援	随時	
	「栃木県リサイクル製品認定制度」の広報 ・関係機関・団体等への募集チラシ配布 ・県ホームページへの掲載	230部 掲載	廃棄物対策課
	「とちの環（わ）工コ製品」認定事業者の積極的公表 ・関係機関・団体等へのパンフレット配布 ・県ホームページへの掲載	1,500部 掲載	
②食品廃棄物等の再資源化意識の啓発	食品関係事業者に対する意識の啓発 ・食品衛生責任者再教育講習会での啓発 【基本目標1-(3)再掲】	66回、受講者5,524人	生活衛生課

今後の施策の展開

①食品廃棄物等の有効利用による資源循環への取組促進（農村振興課・廃棄物対策課）

- ・食品廃棄物等のバイオマス利活用を軸とした地域循環型社会の形成を目指す「バイオマス産業都市構想」の策定等、市町の取組を支援します。
- ・市町に対して、食品関連事業者や家庭から排出される食品循環資源の再生利用等に関する情報や再生利用のための施設に関する助言等を通して、食品循環資源の再生利用等の促進を図ります。
- ・食品関連事業者が食品循環資源の再生利用等に取り組めるよう、食品リサイクル法に基づく「再生利用事業計画」の認定事例の紹介や、「登録再生利用事業者」の周知等を行います。
- ・「栃木県リサイクル製品認定制度」に基づき認定した「とちの環工コ製品」の普及・利用促進に努め、廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的な利用の促進並びにリサイクル産業の育成を図り、地域特性を活かした循環型社会を目指します。

②食品廃棄物等の再資源化意識の啓発（廃棄物対策課・生活衛生課）

- ・市町と連携しながら、食品関連事業者等に対して、食品リサイクル法に基づく責務等を周知し、適正な再生利用等の促進を図るとともに、それらの取組への消費者の理解や支援が進むよう普及啓発を行います。
- ・食品衛生責任者再教育講習会等において、食品営業者や食品衛生責任者に対し、食品廃棄物等の再資源化に関する意識を啓発します。

基本目標3 県民、事業者、行政間の情報の共有と

相互理解の推進、信頼関係の確立

(1) 県民、事業者、行政間の情報共有の推進

施策目標

事業者による食品安全情報の公開を促進するとともに、行政からの迅速でわかりやすい情報提供に努め、県民、事業者、行政間の全ての関係者における食品の安全性に関する情報共有を推進します。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食品の安全性等に関する情報公開の推進	食品の安全性に関する情報の県ホームページでの情報公開 ・「とちぎ食の安全・安心インフォメーション」への掲載 ・「放射能・放射線情報」への検査結果の掲載 【基本目標 1-(7)再掲】	ホームページアクセス数 年 11,611 件 ホームページアクセス数 年 11,561 件	生活衛生課 農政課 畜産振興課 農村振興課 林業木材産業課 自然環境課 生活衛生課 学校安全課
	食品の安全性に関する調査・研究の成果等の県ホームページでの情報公開 ・県保健環境センター ・県水産試験場 ・県畜産酪農研究センター	細菌・ウイルス等病原体検査情報 魚類の放射性物質検査結果、研究の話題 放射性物質に関する試験について	生活衛生課 農村振興課 畜産振興課
②食品衛生情報等の共有	平成31年度栃木県食品衛生監視指導計画の策定及び公表 ・パブリックコメントの実施	3月策定、公表 2/8~3/7 提出意見6件	生活衛生課
	平成29年度栃木県食品衛生監視指導計画の結果公表	6月公表	
	食中毒等に関する情報提供 ・食中毒発生情報の記者クラブ情報提供 ・県ホームページ掲載	10件 隨時	

主な施策	事業内容	実績	担当課
②食品衛生情報等の共有	事業者が実施する自主的な食品等の回収情報の提供 ・県内事業者による食品自主回収情報の県ホームページ掲載 ・他自治体からの自主回収情報を関係機関へ情報提供	5件 195件	生活衛生課
③食品関連事業者との協働による食品安全情報の提供	HACCP の考え方に基づく衛生管理を実践している事業者情報の提供 ・とちぎ HACCP 認証施設の県ホームページへの掲載	117 施設	生活衛生課
	とちぎ食の安全・安心パートナーの登録者数	10 事業者	

今後の施策の展開

①食品の安全性等に関する情報公開の推進（生活衛生課 ほか）

- ・食の安全に関する施策について、意思決定の過程も含め情報公開します。
- ・食品の安全性に関する調査・研究の成果等に関する迅速な情報公開に努めます。

②食品衛生情報等の共有（生活衛生課）

- ・「栃木県食品衛生監視指導計画」の策定に当たっては、県民の意見を反映するとともに、その実施結果を公表します。
- ・食中毒をはじめとして、食品衛生法違反に関する情報を提供し、危害の状況を明らかにすることにより、食品による健康被害の発生・拡大の防止を図ります。
- ・食品表示の誤りや異物の混入等により、事業者が実施する自主的な食品等の回収に関する情報について、県ホームページにより公表し、回収の促進を支援します。

③食品関連事業者との協働による食品安全情報の提供（生活衛生課）

- ・とちぎ HACCP 認証取得事業者など、安全な食品供給のための工程管理に取り組む事業者の情報提供を支援し、食品の安全性に関する情報公開を推進します。
- ・食品の安全性向上に努める事業者及び食品の安全性に関するリスクコミュニケーションに積極的に取り組む事業者を「とちぎ食の安全・安心パートナー」として登録し、事業者の安全な食品供給に対する取組や食品安全情報を発信していきます。

基本目標3 県民、事業者、行政間の情報の共有と

相互理解の推進、信頼関係の確立

(2) 事業者と消費者の相互理解の推進と支援

施策目標

食品の生産者及び製造者と消費者との交流を支援することにより、事業者と消費者との相互理解を推進し、食品供給に関する信頼性の向上に努めます。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食に関する体験機会の拡大	農林業団体による料理コンクールの開催などの取組を促進 ・きのこ料理コンクール（主催：県、栃木県特用林産協会）	10/16 開催、参加者 827 人	林業木材産業課
	料理コンクールの開催などの取組を促進 ・牛乳・乳製品利用料理コンクール（主催：栃木県牛乳普及協会）	9/30 開催、応募数 361 点	畜産振興課
	子どもの食育をすすめる「食と農の体験活動ガイド」による普及啓発 ・ガイド配布 ・県ホームページ掲載	隨時 掲載	農政課
	農産物や農業体験等に関する情報発信 ・県ホームページ掲載 ・広報番組による情報提供とちぎテレビ「知っ トク！なるとちっ」	隨時 10/21 放送（10/23 再）	
②事業者と消費者の理解促進	「とちぎ食と農ふれあいフェア」の開催	10/27~28、来場者 10.9 万人	農村振興課
	栃木県特別表示認証食品（Eマーク食品）など県産農産物を利用した加工品に関する幅広い情報を提供 ・県ホームページ掲載	Eマーク食品一覧の掲載 (随时更新；31商品)	経済流通課
	「つなごう！食と農実践講座」の開催支援（実施主体：公益財団法人栃木県農		農政課

主な施策	事業内容	実績	担当課
農業振興公社)	・大人のための知る・見る・味わうコース ・親子で楽しむ食と農コース	7回、参加者延べ121人 3回、参加者延べ67人	
	食品事業者と消費者が交流する消費者懇談会の開催を支援	5回、参加者155人	生活衛生課

今後の施策の展開

①食に関する体験機会の拡大（農政課・林業木材産業課・畜産振興課）

- ・農林業団体による農林業体験教室や料理教室・料理コンクールの開催などの取組を促進します。
- ・地域の農業者等との連携を図りながら農業体験などを促進します。
- ・事業者による職場体験や出前講座などの取組を促進します。

②事業者と消費者の理解促進（農政課・経済流通課・生活衛生課）

- ・食品事業者による工場見学会等の情報を消費者に提供することにより、食品製造への理解を促進します。
- ・食品事業者と消費者が交流する消費者懇談会の開催を支援します。

基本目標3 県民、事業者、行政間の情報の共有と

相互理解の推進、信頼関係の確立

(3) リスクコミュニケーションの推進

施策目標

食に関する知識を深めるとともに、生産から消費までの各段階の関係者相互の信頼を築くため、関係機関等と連携して、食品の安全性に関する意見交換を推進します。

指標と実績

指標名(単位)	年度	基準 H26 年度 (2014)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)
			指標	実績	指標	実績	指標
意見交換会の参加者数 (累計:人)		13,595	14,100	14,300	14,500	14,700	14,900

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①リスクコミュニケーションによる相互理解の推進	<p>意見交換会の開催 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none">・とちぎ食品安全フォーラム 「知っていますか? 食品表示の新ルール」・食品安全セミナー 「HACCPは食の安全になぜ必要か?」 「正しく理解しよう健康食品!」・食品安全地域フォーラム 「食品工場の品質管理について」 (県北地区)・食のリスクコミュニケーション 「食品の残留農薬について考えよう」・学校教育関係者を対象とした意見交換会 「食品におけるリスクアセスメントについて~食品添加物を題材にして~」・放射性物質と食に関する意見交換会 (地域版)・放射性物質と食に関する意見交換会 (未来を担う農業者)・県産農産物の安全・安心に関する講習会	<p>参加者数 1,216 人 (累計: 17,590 人)</p> <p>10/11 開催、 参加者 164 人</p> <p>7/12 開催、 参加者 70 人</p> <p>12/6 開催、 参加者 149 人</p> <p>3/13 開催、 参加者 43 人</p> <p>3/12 開催、 参加者 7 人</p> <p>7/17 開催、 参加者 220 人</p> <p>2回、参加者 386 人</p> <p>2回、参加者 104 人</p> <p>2/8 開催、 参加者 73 人</p>	生活衛生課 生活衛生課 学校安全課 農政課

主な施策	事業内容	実績	担当課
②他機関と連携、協力した取組の推進	<p>国 の 機 関 と 連携 し た リスク コミュニケーション の 推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府食品安全委員会との共催「食品におけるリスクアナリシスについて～食品添加物を題材にして～」 国立健康・栄養研究所に講師派遣依頼 食品安全セミナー「正しく理解しよう健康食品！」 【①の再掲】 	<p>7/17 開催、 参加者 220 人</p> <p>12/6 開催、 参加者 134 人</p>	生活衛生課 学校安全課 生活衛生課

今後の施策の展開

①リスクコミュニケーションによる相互理解の推進（生活衛生課）

- 県民を対象としたリスクコミュニケーションを推進するため、「とちぎ食品安全フォーラム」や地域単位の小規模な意見交換会を開催するなど、県政世論調査等の結果を踏まえ、県民の関心の高いテーマを取り上げます。また、開催に当たっては、とちぎ食の安全ネットワークなどの消費者団体等と協働したり、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等と連携するなどし、広く県民との意見交換と相互理解の推進を図ります。
- 放射性物質による食品への影響に関するリスクコミュニケーションを開催し、放射性物質に関する正しい知識の習得と県民の不安の払拭に努めます。
- リスクコミュニケーションを効果的に推進するための啓発資料を作成し、活用します。
- 関係職員の派遣や人材の育成を通じて、事業者や消費者団体等による食品の安全性に関する意見交換会の開催を支援します。

②他機関と連携、協力した取組の推進（生活衛生課）

- 食品の安全性のリスク評価を担う内閣府食品安全委員会等と連携、協力して、リスクコミュニケーションを効果的に推進します。

基本目標4 食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化

(1) 放射性物質対策を含めた食品安全行政の総合的推進

施策目標

食品の安全確保に関する全庁的な推進体制である「栃木県食品安全推進本部」を中心に、部局横断的に問題の解決を図ります。また、国や関係自治体と情報交換や連携を図り、放射性物質対策を含めた総合的かつ効果的な食品安全行政の推進に努めます。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①総合的な食品安全行政の推進	栃木県食品安全推進本部検討委員会の開催（構成：府内 28 課）	5/15 開催	生活衛生課
	とちぎ食の安全・安心推進会議の開催	1回（7/2）、委員16人	
②県民参加による食品安全行政の推進	平成31年度栃木県食品衛生監視指導計画の策定及び公表 ・パブリックコメントの実施 【基本目標3-(1)再掲】	3月策定、公表 2/8～3/7 提出意見6件	
	条例に基づく施策提案	2件	
③他機関との連携強化	国や他自治体との連携による対応 (食中毒・有症苦情、違反食品等) ・県外に対する調査依頼 ・県外からの調査依頼	13件 74件	生活衛生課
	食中毒調査支援システム（NESFD）による食中毒発生情報の活用	隨時	
④放射性物質に係る安全管理体制の確保	放射性物質に係る安全管理体制の確保等に関する会議の開催 ・関係各課・農業振興事務所との安全管理体制等の会議 ・市町等関係機関との「地域調整会議」	4/3 開催 7回（4月） (7農業振興事務所)	農政課 林業木材産業課 畜産振興課 農村振興課 生活衛生課 関係課

今後の施策の展開

①総合的な食品安全行政の推進（生活衛生課）

- ・食の安全を脅かす事件、事故等が発生しないよう関係部局や食品関係団体と連携し、食品に関連する全ての業態の事業者に対して食品の安全確保に関する法令遵守の啓発に努めるなど総合的な施策の取組を強化します。
- ・万が一事故等が発生した際には、栃木県食品安全推進本部が中心となり、関係部局と連携を図り、問題解決に向け迅速に対応できる体制を確保します。
- ・「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づき設置された附属機関である「とちぎ食の安全・安心推進会議」を開催し、食品の安全性に関する事項について意見を聴きます。

②県民参加による食品安全行政の推進（生活衛生課）

- ・食の安全に関する計画の策定等に当たっては、県民の意見を反映したものとします。
- ・「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」第19条による施策提案制度を活用し、県民参加による効果的な食品安全行政を推進します。

③他機関との連携強化（生活衛生課）

- ・輸入食品や広域流通食品による食品事故や大規模な食中毒等の発生時には、厚生労働省や他自治体との連携を強化して対応します。
- ・食中毒調査支援システム（NESFD）を活用し、関係機関が情報を共有することにより、事件の早期探知、迅速な原因究明及び被害の拡大防止に努めます。

④放射性物質に係る安全管理体制の確保（農政課・林業木材産業課・畜産振興課・農村振興課・生活衛生課）

- ・県産農産物等の放射性物質モニタリング検査や、流通食品の検査などを実施し、関係課が連携して基準値を超過した食品の流通を防止する体制を確保します。
- ・国（内閣府食品安全委員会など）や関係機関等からの情報収集に努めるとともに、他の自治体が実施する農産物等のモニタリング検査の結果など関係自治体との情報交換や連携を密にして、状況の変化に応じて柔軟かつ機動的に対応します。

基本目標4 食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化

(2) 監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成

施策目標

職員の資質向上等により監視指導及び検査体制充実・強化を図るとともに、事業者に対し適切な助言のできる指導者の人材育成に努めます。

指標と実績

指標名(単位)	年度	基準 H26 年度 (2014)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)
			指標	実績	100	100	100
食品衛生監視員等研修会の参加者数(延べ人数:人)	95		100	100	100	100	100
			113	131	146		

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①家畜防疫員、食品衛生監視員等の資質の向上	家畜防疫員研修会の開催	2回、参加者 141 人	畜産振興課
	食品衛生監視員等研修会の開催 【基本目標 1-(8) 再掲】	11回、 参加者延べ 146 人	生活衛生課
②食品衛生検査における信頼性確保	食品衛生検査施設を対象とした検査の精度管理の実施 ・内部点検 ・外部精度管理 ・内部精度管理 微生物検査 ・理化学検査	7か所、延べ8回 調査数 30 件 実施回数 485 回 実施回数 135 回	生活衛生課
	専門研修への職員派遣 ・信頼性確保部門責任者等研修会(厚生労働省)	6/28、3 人	
	食品モニタリング検査用の放射性物質測定装置の配置 ・ゲルマニウム半導体検出器 ・NaIシンチレーションスペクトロメータ	4 台 (内訳) 林業センター 1 台 保健環境センター 1 台 農業試験場 2 台 28 台 (内訳) 林業センター 3 台 食肉衛生検査所 1 台 農業振興事務所 10 台 畜産保健衛生所 6 台 畜産酪農研究センター	林業木材産業課 生活衛生課 農政課 林業木材産業課 生活衛生課 農政課 農政課 農政課

主な施策	事業内容	実績	担当課
		3台 教育事務所 5台	学校安全課
③監視指導及び検査に係る関係機関との連携強化	食品表示の関係機関による食品販売業者に対する合同監視指導の実施 【基本目標1-(5)再掲】	22回、97店舗	生活衛生課 健康増進課 くらし安全安心課
	放射性物質に係る関係機関による農産物直売所等に対する監視指導	随時（主に山菜、きのこのシーズン）	生活衛生課 農政課 林業木材産業課
④食品衛生に係る指導者の育成	食品衛生推進員研修会の開催 【基本目標1-(3)再掲】	1/23 開催、 参加者 31人	生活衛生課
	HACCPアドバイザーフォローアップ研修会の開催	9/19 開催、 受講者 31人	
⑤農薬使用に係る指導者の育成	農薬管理指導士等の認定	新規認定 74人 (累計：3,157人)	経営技術課

今後の施策の展開

①家畜防疫員、食品衛生監視員等の資質の向上（畜産振興課・生活衛生課）

- ・家畜防疫員、食品衛生監視員等に対し、新しい知識や技術の修得を目的とした研修会等を開催し、資質の向上に努めます。

②食品衛生検査における検査体制の充実及び信頼性確保（生活衛生課・農政課・林業木材産業課）

- ・試験検査の迅速性や精度向上を図り、検査結果の信頼性を確保していきます。
- ・検査に係る新しい知識や技術の習得を目的とした専門研修に派遣するなど、食品衛生検査施設等における職員の資質の向上に努めます。
- ・県産農産物等の放射性物質モニタリング検査の実施に当たり、検査体制の充実を図ります。

③監視指導及び検査に係る関係機関との連携強化（生活衛生課）

- ・監視指導及び検査に当たっては、関係機関と連携し、効果的・効率的に実施します。

④食品衛生に係る指導者の育成（生活衛生課）

- ・食品衛生指導員や食品営業者からの相談に応じ、適切な指導、助言のできる食品衛生の知識を有する食品衛生推進員の充実に努めます。
- ・食品事業者のHACCPの取組を支援するため、HACCPを指導できる人材を育成します。

⑤農薬使用に係る指導者の育成（経営技術課）

- ・農薬取締法など関係法令や農薬の適正使用に関することなど、農薬全般に関する事項についての知識を有する農薬管理指導士等の認定を通じ、指導者を育成します。

基本目標4 食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化

(3) 安全な食品を生産するための技術開発と食品安全に関する研究の推進

施策目標

食の安全に配慮した農産物等の生産技術の開発や管理技術の研究及び食品検査の効率化を推進します。

指標と実績

指標名(単位)	年度	基準 H26 年度 (2014)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)
		指標	実績				
残留農薬一斉分析項目数 (項目)	指標	200	230	240	250	260	270
	実績		230	240	250		

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①安全な農産物等の生産に寄与する試験研究の推進	IPM を確立するために必要な試験の実施 ・いちごを対象とした新たな天敵導入技術によるアブラムシ類防除技術の検証	農場試験場ほ場及び現地ほ場試験で、天敵の効果を確認	経営技術課
	家畜における薬剤耐性菌の出現状況を把握するための調査の実施 ・サルモネラ菌、黄色ブドウ球菌の薬剤の感受性試験の実施	サルモネラ菌 全 8 株中 3 株が、供試 12 薬剤中 3 薬剤に耐性を示す多剤耐性株であった 黄色ブドウ球菌 全 21 株中 3 株が、供試 10 薬剤中 1 薬剤に耐性を示した	畜産振興課
	土壤中放射性セシウムの飼料作物への吸収移行抑制技術の検討 ・カリウム施用による牧草中の放射性セシウム濃度低減効果の検証	低減効果を確認	
	原木しいたけへの放射性物質の影響を軽減するための栽培方法を検討	非破壊検査機を用いて原木やほだ木の検査を行うことで、原材料の安全性を確認	林業木材産業課
②残留農薬等検査の効率化	残留農薬検査の迅速化及び効率化を図るための調査研究 ・ポジティブリスト制度に対応するため GC-MS/MS 及び LC-MS/MS による一斉分析法の検討を実施	一斉分析項目数 250 項目	生活衛生課

今後の施策の展開

①安全な農産物等の生産に寄与する試験研究の推進（経営技術課・畜産振興課・林業木材産業課）

- ・環境と調和のとれた農業生産を推進するため、土着天敵や物理的資材などを活用した総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術の体系化に取り組みます。
- ・薬剤耐性菌の出現を抑制するため、県内で飼養されている家畜への薬剤使用履歴や家畜の糞便から検出される細菌の薬剤耐性についての調査を定期的に実施します。
- ・畜産物への放射性物質の汚染リスクを低減するため、土壤中の放射性セシウムの飼料作物への吸収移行抑制技術についての検証を実施します。
- ・原木しいたけ等特用林産物への放射性物質の汚染リスクを低減するため、放射性物質の影響を軽減する栽培方法などの検証を実施します。

②残留農薬等検査の効率化（生活衛生課）

- ・一斉分析法による残留農薬等の検査を確実なものとし、検査項目の増加と効率化を図ります。

基本目標4 食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化

(4) 健康危機管理体制の強化

施策目標

食品による健康被害について、未然防止、危害の拡大防止及び再発防止のための危機管理体制を強化し、県民の健康の保護に努めます。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
健康危機管理体制の強化	「危害情報の申出」制度に基づく申出のあった情報への対応 【基本目標1-(8)再掲】	229件	生活衛生課
	食中毒発生時の対応	10件 別表(45ページ)	
	農薬等が基準を超過して残留した県産農産物の対応 県産農産物緊急事案に係る対応	1件	農政課

今後の施策の展開

健康危機管理体制の強化（生活衛生課・農政課ほか）

- ・健康被害の発生時に迅速かつ的確な対応をするために、健康危機管理体制を常に確認し、平常時から情報収集や関係機関との情報交換などを行います。
- ・「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」第17条の「危害情報の申出」制度に基づき申出があった情報に適切に対応し、健康被害の拡大防止に努めます。
- ・「食品衛生法施行条例」に基づき、食品営業者に対し、異物の混入等に関する消費者からの苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものについての情報を報告させることとし、健康被害の拡大防止に努めます。
- ・食中毒の発生時には、「栃木県食中毒対策要綱」及び「栃木県食中毒処理要領」により、迅速かつ的確な対応に努めます。
- ・従来想定しえなかつた健康被害が発生した場合や、原因が不明又は複合的な要因が推定され、多数の死傷者が発生している場合などには、「栃木県健康危機管理マニュアル」により、迅速かつ的確な対応に努めます。
- ・農薬等が基準を超過して残留した県産農産物によって、消費者の健康被害が懸念される場合は、「農薬緊急事案対応マニュアル」等により、原因の究明や被害の拡大防止を図ります。

【別表】

平成30(2018)年度 栃木県内の食中毒発生状況(宇都宮市を除く)

番号	発生月	保健所	原因物質	原因食品	原因施設	喫食者数(人)	患者数(人)	死者数(人)
1	4月	県北	ウェルシュ菌	豚の生姜焼き	旅館	299	21	0
2	6月	県西	ノロウイルス	不明(飲食店提供食事)	飲食店	7	6	0
3	9月	県西	植物自然毒	野生キノコ(種類不明)	家庭	4	4	0
4	12月	県北	ノロウイルス	不明(飲食店提供食事)	飲食店	84	30	0
5	1月	安足	ノロウイルス	不明(飲食店提供食事)	飲食店	4	3	0
6	2月	県南	カンピロバクター・ジェジュニ	不明(飲食店提供食事)	飲食店	36	17	0
7	2月	県南	カンピロバクター・ジェジュニ	不明(飲食店提供食事)	飲食店	4	2	0
8	2月	県西	カンピロバクター・ジェジュニ,コリ	不明(飲食店提供食事)	飲食店	5	4	0
9	2月	県北	ノロウイルス	不明(飲食店提供食事)	旅館	32	13	0
10	3月	県東	ノロウイルス	不明(飲食店提供食事)	飲食店	163	79	0
合計 10件						638	179	0

III 危害情報の申出

条例第17条第1項に基づき県に申出のあった危害情報は、次のとおりです。

情報の種別	件数	平成30(2018)年度				
		行政 処分	行政 指導	指導 依頼	事実 確認 不能	その他
食中毒に関する情報	2	2	0	0	0	0
腐敗・変敗、異物混入、表示、容器包装、有症苦情等の不良食品に関する情報	174	0	97	9	39	29
生産、製造、加工、流通、販売の各段階における食品及び生産設備等の取り扱いに関する情報	53	0	36	1	7	9
計	229	2	133	10	46	38

集計期間：平成30(2018)年4月1日から平成31(2019)年3月31日まで

※ 条例第17条第1項

県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手した場合は、県に適切な対応をするよう申出をすることができる。

IV 施策の提案

条例第19条に基づき施策提案のあった内容は次のとおりです。

No.	意見の内容（要約）	県の考え方
1	農林水産物の生産段階に係る連携として、出荷前残留農薬検査の実施について検討してほしい。	食品衛生監視指導計画における収去検査は、食品衛生法に基づき県内に流通する食品の安全性の確認のため実施するものです。農産物については、本県産を中心として、効果的に検査を実施するよう努めております。なお、本県の食の安全性の確保については、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」において、総合的かつ計画的に推進することとしており、引き続き関係部局及び団体等と連携し、必要な対策を実施して参ります。
2	農政部及び事業者と連携した市場出荷前残留農薬検査の実施について検討してほしい。	

※ 条例第19条第1項

次に掲げる者は、県に対し、食品の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に係る県の施策について、制度の新設若しくは改廃又は制度運用の改善措置を講ずるよう提案することができる。

- 1 県内に住所を有する者
- 2 県内に事業所又は事業所を有する法人その他の団体

V とちぎ食の安全・安心推進会議の開催

条例第20条第1項に基づき設置された「とちぎ食の安全・安心推進会議」の開催は次のとおりです。

(第24回)

開催日：平成30(2018)年7月2日(月)午後2時30分～4時30分

場 所：栃木県庁本館6階大会議室1

内 容：議題

- (1) 「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（3期計画）」の進捗状況について
- (2) 「平成29(2017)年度栃木県食品衛生監視指導計画」の実施結果について

(委 員)

次頁名簿のとおり

とちぎ食の安全・安心推進会議 委員名簿

平成30(2018)年6月15日現在

No.	氏 名	推薦団体・勤務先等	備 考
1	荒牧 欣子 あらまき よしこ	公募	
2	有本 孝之 ありもと たかゆき	栃木県農業士 副会長	平成30(2018)年 6月15日~
3	石井 晴夫 いしい はるお	東洋大学経営学部 教授(経済学)	
4	猪瀬 尚孝 いのせ なおたか	栃木県農業協同組合中央会 専務理事	
5	亀田 清 かめだ きよし	栃木県議会議員	平成30(2018)年 5月10日~
6	菊池 恵子 きくち けいこ	栃木県市町村消費者団体連絡協議会 会長	
7	糸井 まり子 いとい まりこ	公益社団法人栃木県栄養士会 会長	
8	齋藤 公則 さいとう きみのり	公益社団法人栃木県食品衛生協会 会長	
9	篠田 裕次 しのだ ゆうじ	株式会社下野新聞社 論説委員	平成29(2017)年 7月11日~
10	竹内 明子 たけうち あきこ	栃木県生活協同組合連合会 会長理事	
11	中村 好一 なかむら よしかず	自治医科大学 教授(公衆衛生学)	
12	堀口 逸子 ほりぐち いつこ	長崎大学 准教授(公衆衛生学)	
13	前川 タミ子 まえかわ たみこ	公募	
14	前田 篤 まえだ いさむ	宇都宮大学農学部 准教授(応用微生物学)	
15	増渕 正二 ますぶち しょうじ	一般社団法人 栃木県食品産業協会 会長	
16	横山 玲子 よこやま れいこ	栃木県女性農業士 会長	平成30(2018)年 6月15日~

※任期：平成29(2017)年4月1日～平成31(2019)年3月31日

(五十音順、敬称略)

THE PRACTICAL USE OF THE FLOW CHART

Flow charts are used in many different ways. They can be used to show the steps in a process, the sequence of events in a story, or the organization of a group. In this section, we will focus on how flow charts can be used to help us think more clearly about a problem or situation.

One way to use a flow chart is to identify the steps in a process. For example, if you want to make a sandwich, you might start by drawing a flow chart like this:

```
graph TD; A[Get bread] --> B[Get cheese]; B --> C[Get meat]; C --> D[Put meat on bread]; D --> E[Put cheese on bread]; E --> F[Put bread on plate]; F --> G[Put knife and fork on plate]; G --> H[Put sandwich on plate]
```

This flow chart shows the sequence of steps in making a sandwich. It starts with getting bread, then cheese, then meat, then putting meat on bread, then cheese on bread, then bread on a plate, then a knife and fork on the plate, and finally the sandwich on the plate.

Another way to use a flow chart is to identify the sequence of events in a story. For example, if you want to tell a story about a person who goes to the store, you might draw a flow chart like this:

```
graph TD; A[Person wakes up] --> B[Person gets dressed] --> C[Person eats breakfast] --> D[Person takes bus to store] --> E[Person buys groceries] --> F[Person takes bus home] --> G[Person eats dinner]
```

This flow chart shows the sequence of events in a story. It starts with the person waking up, then getting dressed, then eating breakfast, then taking a bus to the store, then buying groceries, then taking a bus home, and finally eating dinner.

A third way to use a flow chart is to identify the organization of a group. For example, if you want to organize a club, you might draw a flow chart like this:

```
graph TD; A[President] --> B[Vice President] --> C[Treasurer] --> D[Secretary] --> E[Member 1] --> F[Member 2] --> G[Member 3]
```

This flow chart shows the organization of a club. It starts with the president, then the vice president, then the treasurer, then the secretary, then member 1, then member 2, and finally member 3.

Flow charts can be used in many other ways as well. They can be used to help us think more clearly about a problem or situation, or to help us organize our thoughts and ideas. By using flow charts, we can better understand the steps in a process, the sequence of events in a story, or the organization of a group.

CHALLENGE

Try creating your own flow chart for a process, a story, or an organization.